

申請・届出名称	(第45号様式) 診療用エックス線装置備付届
内容	病院又は診療所に診療用エックス線装置を設置したときに提出するもの。
提出場所	久留米市保健所総務医薬課 (久留米商工会館4階)
提出時期	装置設置後10日以内
手数料	なし
添付書類	<input type="checkbox"/> 1 別に定める様式「(別紙 放1-1) エックス線装置等に関すること」 <input type="checkbox"/> 2 移動型・携帯型エックス線装置の場合は、別に定める様式「(別紙 放1-4) 移動型・携帯型エックス線装置取扱い届」 <input type="checkbox"/> 3 その他保健所長が必要と認める書類 〈注意事項〉
備考	